８監総第５７７号
令和８年１１月６日

（略）

東京都監査委員　あかねがくぼ　かよ子
同　渋　谷　のぶゆき
同　茂　垣　之　雄
同　後　藤　靖　子
同　小　粥　純　子

令和８年１０月５日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４２条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第２４２条第５項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、未登記家屋を捕捉しなかったことにより、固定資産税及び都市計画税の課税につき本来の税額に不足する額を課税したことは、違法に公金の賦課又は徴収を怠る事実であるとして、怠る事実を改め又は都が被った損害を補塡するために必要な措置を講ずるよう求めているものと解される。

法第２４２条第１項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な財務会計上の行為（①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実に限定されている。）があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補塡の措置等を請求できるものである。

そして、「住民監査請求においては、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、（略）監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合しても、監査請求の対象が右の程度に具体的に摘示されていないと認められ

るときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法」である（平成２年６月５日最高裁判決）。

請求人は、令和３年度から令和７年度に係る固定資産税及び都市計画税の課税につき、本来の税額を課税していないことは、違法に公金の賦課又は徴収を怠る事実に当たると主張する。この点確認したところ、既に令和８年４月１０日に課税し、同年４月２２日までに課税不足額全額が納付されていることを確認した。このため、請求人が主張する⑤公金の賦課又は徴収を怠る事実は確認できなかった。

さらに、請求人は、令和２年度以前に係る固定資産税及び都市計画税の課税について、本来の税額に不足する額につき既に賦課をすることができなくなったものであり、都に同額の損害が生じており、本件家屋を捕捉すべき関係職員の過失によって生じた損害であるから、都は、当該職員に対し、民法に基づく損害賠償請求権を有し、これを行使していないことは、違法に財産の管理を怠る事実であるとも主張する。しかしながら、関係職員のどのような過失により都に損害が発生しており、そして、その結果、都が職員に対し、どのような損害賠償請求権を有しているといえるのか等について請求人から具体的な主張はない。このため、本件請求書等の記載をもって請求人が違法とする監査請求の対象が、上記最高裁判決の程度に個別的、具体的に摘示されているものと認めることはできない。

よって、本件請求は、法第２４２条に定める住民監査請求として不適法である。